

サパスポート

目次

丸岡修さん宮城刑務所へ移監 丸岡修 P.2

ペイロート5現況は? HSI P.3

よろしく見守って下さい 山本万里子 P.5

山本初公判報告冒陳準備書面から 山本万里子 P.7

足立正生さんの公判報告 足立正生 P.11

刑務所で異例の結婚式 塙を越えた愛 HSI P.13

会計報告 会計係 P.15

帰国者の裁判を考える会

THE PASSPORT

2000.8.12 No. 93

The Supporting Association for Trials of the Returnees(JRA concerned)

私たちの立場

- (1) 日本赤軍の思想と実践から区別された、自立的地点に立脚している。
- (2) 司法権力の攻撃に限らず、少数・異端の者を精神的・物理的に排除しようという方向に働く現代日本の社会状況とはあらゆる場面で対決し、これを変革するために努力する。

1号書

帰国者の裁判を考える会 (SATR)

〒105-0004 東京都港区新橋2-8-16石田ビル4F

TEL 03(3591)1301 救援連絡センター一氣付

<http://www3.tky.3web.ne.jp/~sper/index.htm>

E-mail sper@tky2.3web.ne.jp

郵便振替 00120-2-398834

加入者名「帰国者の裁判を考える会」

年6回刊 定価 300円 年間 2000円(元込)

丸岡修さん、宮城刑務所へ移監

丸岡修さんからの便り

丸岡修さんは、6月13日宮城刑務所（仙台市若林区古城2-3-1）に移監しました。親族以外からも、パンフなどの印刷物なら届くようですが（ただし、刑務所から照会状が一度届きます）。7月初めのご家族あて手紙から、その部分を中心に紹介します。

まずは差入れ報告…(略)…。

確定の通知をあちこちにもらつたので、5月に入つて少なくなりました。移監先が決まつたので、また再開お願ひします。購読料はほとんど払つておらず、不等価交換でとても申し訳なく。そしていつも有り難く。皆さん、大きに！

パンフの閲読量制限があるので、複数部数送る時は同じサイズのものやビラは1つに綴じてお願ひします。

週刊誌はやめておいて下さい。東拘では受刑者の場合、月2回3冊ずつの自費購入以外に、毎週3冊ごとの宅下げ（差入れと領置の図書）が可だつたのに、宮城刑は、購入宅下げ合せて月に6冊までと、実質3分の1にまで制限されている！（未決時代に比べれば6分の1）。赤川次郎の文庫本なら2時間で読み終える私には活字欠乏性になる（もっとも未決時代も書くことなどに忙しく雑誌20冊数以外は週に1、2冊の本しか読めなかつたのだが）。東拘の受刑者待遇もひどいと思ったが、刑務所のそれよりははるかにましであつた！

尚、今までの日誌に、私に送つたはずの図書・パンフなどの名がなければ、それは当局が私に通知せずに差し押さえている時（「好ましくない人物」などという勝手な中傷による。ペンネームや住所不明も不許可の因になる）。尚、告知が私にあっても、不許可になる

こともあり。

（中略）

ゆきちゃんが仮釈放に幻想を持っているようなので、はっきり書いておくと、公安事犯は思想信条の自由と結社の自由を取り下げない限り、やはり無期（つまり終身刑）やそうです。覚悟の上なので、「ならば、塀の中で一生を過ごす」というのが私の回答。そのうち法務省の姿勢も変わるでしょう。米国ヒューマンライツに訴えたろかな。アジアウォッチの人と会つた時「日本語でいいです」と言うてたし。4月に吉村同志が「10年後に会いましょう」と書いたのを甘いと書いたが、彼女の性格からして、多分、10年以内に日本の政治は変わる（を変える）決意を書いたのかもしれません。尚、無期の場合、未決算入2700日は全く関係なしで、仮釈放対象になるのは一律10年後からのこと（by当局）。そんなもんでしょう。元より期待はしていない。

監獄での私のモットー。「いかなる条件、状況にあっても最善を尽くす！」

私の分類考査や外部交通者の審査は1万9千の発受信物のチェックもあり、1カ月以上かかるそうな。終わるまで本も買えず。

6/13～15の南北朝鮮首脳会談には感激。回覧の読売新聞見ながら涙。民族分断の責任は、「北の南侵」では全くなく、日帝の植民地支配と解放後の統一選挙を米軍が妨害したことにある。南北共存、平和的統一を望む。

6/25の総選挙。自公保の後退、社の仲調が喜ばしい。其の後退は残念。完全比例代表なら野党が57%で与党が42%。小選挙区制中心のため与党が安定多数。自由党、民主党内外派も入れての野党だから、まだまだこれから。

再見！

ベイルート5現況は?

2000年7月 HSI

まず、ベイルートの岡本さんは、現地救援会や2名の「会」現地派遣員の協力で、何とか生活しています。政治亡命とは、一般的に、その国での滞在が許可されるけれど、自費滞在。労働や政治活動(出身国政府を非難するとか、亡命を認めた政府に批判的な運動や団体とかとの公然の関係を作る、声明を出す、記者会見する等)は、歓迎されないか、もしくは明確に禁止されるようです。また、亡命を認めた政府は、自国に問題を起こすと判断した場合、いつでも亡命資格を取り消すとか、他の国への亡命を勧めるとかいう事もやります。この意味で、岡本さんは、レバノン国籍を取得した(=帰化)のではなく、滞在が認められたという事でしょう。ですから、政治亡命取得後の生活、安全は、彼を救援する人々が保障しなくてはなりません。安定した生活には、まだほど遠い現状です。

特に忘れてはならないのは、日本政府が現在も岡本さんの引渡し(「殺人容疑」)を要求し続けているという事です。オキナワ・サミット後の地域紛争特別声明では、中東和平に関して、援助国会議の活性化を打ち出しております。日本は「環境部会」の議長国でもあり、エネルギーの安定確保と共に、中東市場に食い込もうとしています。今後の中東和平過程の中で、レバノンの主権確立・復興安定に、日本政府がより公平で、かつ本当にレバノンの人々の喜ぶような援助を行なうよう心から希望します。駄目としつつ。

さて、日本に帰国した4名、足立さん、和光さん、戸平さん、山本さん。4名とも被疑事件は異なりますが、「強制送還」を争うという事では、横断弁護団会議などで連携しつつ、対応を始めました。トップバッターの山本さん(東拘)は、「強制送還の不当性・違法性・政治亡命権の侵害」「国際手配の不当性」を争っています。こと強制送還については、泉水さん、浴田さん、吉村さん、西川さん、そして今回の4名と計8名が「帰国」させられていますが、警察側は、毎回、少しづつやり方を変えています。これは、事実上

の身柄拘束(逮捕状の提示もなく、「任意同行」の通知もなし)を法の網の中でどうやるか、渡航証などの時点で当人に提示するか・しないか(旅券法)、入国手続などの時点で・どのようにするか(入国管理法との関連)、逮捕令状執行は入国手続前か後か(入国管理法と刑訴法)等々、連中なりに苦心している様子が分かります。6月末にタイから連行された田中氏関連新聞記者にも、警察が「後で、法律問題にならないように、如何に苦労したか」というような報道がありますね。連中は外務省・在外大使館の「邦人保護」任務を隠れみのにして、「強制連行」を「法律の枠内で行なっている」という体裁を保とうとしているようです。山本公判では、「強制連行、強制送還」を「政治亡命権の侵害行為」であるとして、争います。傍聴に来ませんか?

2番バッターは足立さん(桜田門にいます)で、被疑事件そのものについて、検事側の証拠調べからスタートしています。「強制送還」の不當性を争うのは、その後になるでしょう。

3番バッターの戸平さん(東拘)は、8月末から公判スタート。彼は、接見禁止処分がきつく、同じ東拘収監の浴田さんが、これまでに2度、接禁一部解除願いを出しましたが、彼への手紙発信許可が降りません。あくまで、戸平さんを孤立させるのが我国の司法の狙いのようです。戸平さんは、75年度の自供調書によって、今回の和光さんの裁判の証拠を作ってしまった訳ですが、その問題をどのように捉えて23年間戦ってきたのか、注目されるところです。自供と言えば、浴田さんも、ここ数ヶ月かけて「自供の任意性」を争い、結局は、証拠採用されています。戸平さんも、きっと「自供の任意性」を争う事でしょう。争っても、証拠採用される結果になるかもしれません、自分の自供を証拠に同志が重罪(「殺人未遂」)になる事に対して、どのように責任を果たせるのでしょうか? 戸平さんには友人からの支援も少ないので、「会」としては、力を入れて支えて行くつもりです。

9月にスタートするのが、和光さん(東拘)。

前述の戸平さん、そして西川さんの自供調書が、和光さんを実行犯のリーダーとする証拠になっています。和光さんは、どのような取り組みをするのでしょうか？ クアラ事件からスタートするそうです。尚、彼の人徳か、彼の旧友の方々が、救援会を作つて支援してくださっています。

公判の目玉は、8月31日の検察側証人豊見永氏。彼は、95年浴田さんをルーマニアから護送する全般的な現場指揮者だったようですが、「たまたま浴田さんと同じ便にのって、ルーマニア、アブダビ、バンコク、成田ときた。浴田さんが勝手に着いてきた」という趣旨の証言をしました。今回も、「4名が勝手にエアフロート機に(誰がチャーターしたの？)幾らだった、チャータ一代？)乗り込んで来て、成田まで、たまたま御一緒した」とでも言うのでしょうか？ でも、豊見永さん、50名も、何でまたアンマンでエアフロートに乗っていたの！？ 次に注目されるのが、9月25日予定のレバノン弁護士証人。弁護側が証人申請しているのに、検事側が未回答なのです。さて、どうなりますか？ 夏の陣です。夏ばてせずに、乗り切りましょう！

<公判予定>

一解っている分だけです、ごめんなさい。

8月

29日(月)戸平さん初公判—13:20から。429法廷。警備法廷で、傍聴券抽選になるかも

31日(木)山本さん第四回公判—13:15から。4階の法廷。傍聴自由。豊見永証人(警察庁公安部外事課警視)調べ

9月

6日(水)足立さん第3回公判—13:30から、530法廷。警備法廷ではなくなります。傍聴自由でしょう。筆跡鑑定家調べ。チエコ事件。

20日(水)和光さん初公判—13:45から、426法廷。警備法廷で、傍聴券抽選になるかも。検事の起訴状朗読。本人冒頭陳述意見、弁護人意見。

22日(金)足立さん第4回公判—骨相専門家調べ。チエコ事件。

25日(月)山本さん第五回公判—13:15から。弁護側証人出廷か？

10月

5日(木)足立さん第五回公判

30日(月)和光さん第二回公判。クアラ事件、検事側証人(日本人)調べ。

11月

13日(月)和光さん第3回公判。クアラ事件、検事側証人(日本人)調べ。

12月

13日(水)和光さん第四回公判。クアラ事件、検事側証人(日本人)調べ。

<ちょっとした地裁の使い方>

1. 地裁には食堂も、喫茶店、郵便局、売店ありますよ！

B 1階に降りましょう。人がぞろぞろ歩いて行く方に行けば、大体間違なく辿りつけます。

2. 昼食は農林水産省でどうぞ。

地裁より「安くて、美味しい」と評判なのが、隣り(霞ヶ関地下鉄駅より)の農林水産省ビル地下。朝食は10時まで、昼食は11時から開始。お手頃価格のメニュー盛りだくさんです。役人諸君というか、公僕諸君の生態も観察できます。A定食(鯖の焼き物、味噌汁、漬物、御飯)は450円。別に宣伝料貰っている訳ではありませんが、良い物は良いので、お知らせ。

「俺は断固カップラーメンが良い！」という人も心配無用。売店でカップラーメン買って(持参してもOKよ)、食堂のポットから熱湯を注ぎ、ちょっと外れたテーブルで食べる。実際にやっている人、沢山見ましたから、大丈夫。

3. 急にコピーしなくてはならなくなったら、どうする？

農林水産省の職員組合売店の中をずっと奥へ奥へ。旅行エージェントがあるので、その店先にあるコピー機を使えば良いのです。1枚10円です。地裁には、弁護士控え室にコピーあるけど、これが実に目の玉飛び出るほど高い！近くに、コンビニもない。だから、農林水産省地下へ走りましょう。

<足立さんに面会に桜田門へ行きませんか？>

地裁から皇居方面へ歩いて3分くらい。正門と副門とかいうのが、入り口です。警備の警官に「面会です」と言えば、問題なく通れます。警備の警官は、すかさず、玄関警備の仲間に、マイクで「面会者..名」とか連絡してくれる。

玄関受付で、受付警備嬢に「足立さんに面会したいのですが」と申し込みましょう。申込書

に氏名、住所を記入するように言われるでしょう。記入したら、後ろを振り返ってみて。何故か、後ろ正面の壁に、よど号と日本赤軍手配者の写真ポスターが貼ってあります。

4名までは、一緒に面会できます。それから、訪問者バッジを貰って、指示のあるまで、控え

室で待機。

迎えの私服警官が来て、面会室まで連れて行ってくれます。差し入れは、面会者控え室で申し込むと、受け付けてくれます。書籍は、カバー、差し込みの葉書、葉など全部取らねばなりません。食品は、だめ。現金、OK。

よろしく見守って下さい

山本万里子さんからの便り

皆様お元気ですか？

日本の夏はとても暑いのですね、と、出会った人に聞きましたら、今年は特別とのことでした。先日、都内で35°C他では38°C位あったそうで、レバノンでもこんなに暑い日はありませんでしたので、なかなかの歓迎だなと、拘置所の夏を楽しんでいます。でも、外で活動する方々には大変なことでしょう。どうか暑さに負けない工夫をなさって下さい。

私の裁判について、簡単に報告します。第1審というのは、だいたい以下のように進められるということですが、私は弁護士の先生に、何度も聞かないで頭に入らなかったので、書いておきます。

①裁判官による人定尋問(被告人の氏名、生年月日、戸籍、職業、住所)

②検察官による起訴状の朗読

③裁判官による権利保護事項の告知(黙秘権についてなど)

④罪状認否(被告人が起訴事実について意見を述べる)

⑤証拠調(検事の冒頭陳述で始まる)

⑥検察官による論告(求刑)

⑦弁護人の最終弁論及び被告人の最終陳述(結審)

⑧判決の宣告

第1回公判（6月12日）

この日、上記の⑤の冒頭陳述まで、進められました。私の方では、④の所で、「事実関係については黙秘します」といいましたが、最初に、迷惑をかけたKさんへの謝罪を明確にしました。その後で、今回の私たちの逮捕に至る違法性を主張し、この法廷で、我々の逮捕が違法では

ないのかどうか明確にして欲しいと要請しました。(P 7 の意見陳述メモ参照)

比較的丁寧に事実経過を明らかにし、今回の移送の特徴 3 点——①金の力を使って、日本政府がレバノン政府、ヨルダン政府その他に違法行為を強要したこと。②アエロフロート機内(ロシア領内)における日本警察官の警事活動の違法性。③日本政府による税金の無駄使い——を、明確にした上で、結論として、最低以下の 3 点を明らかにしてもらいたいと本廷に要請しました。

①「犯人引き渡し条約」の有無を日本政府が無視し続けているが、日本の司法当局はこの日本の現実を黙認し続けるのか？

②他国の航空機内で、日本の警察関係者がその職務である警事活動をすることを、日本の司法当局は合法と認めるのか？

③結論として、日本政府・警察当局による我々の逮捕が違法ではないのかどうか？

これに引き続き、大谷先生の方から、1. 逮捕手続の違法性ということで、被告人は成田についてから逮捕されたのであるが、レバノンの刑務所から、成田に至る間の身柄拘束は、逮捕のためのもので違法であり、公訴提起そのものに影響する。2. 公訴権乱用の違法性——

その① 本件は26年前の事件で、公訴時効は5年。にも拘わらず、26年間この権で国際指名手配となり、日本へ戻ることも、正規に旅券を得ることもできなかった。このために、被告人はすでにレバノンで3年の実刑を受けている。その服役中に、チャーター機を用意してまで、奪還し、起訴している。これは、被告人の問われている本件公訴事実と著しく均衡を失し、公訴権の乱用であるといわざるを得ない。

その② 本件起訴は、被告人が日本赤軍であるが故の起訴であり、政治信条に対する差別的起訴である。もし、被告人が日本赤軍でなかったら、26年も前の罪で逮捕起訴することも、26年間も国際指名手配で追い続けることも、犯人引き渡し条約に基づかない犯人引き渡しも、いわんや数千万円を要したであろう国際便一機を借り上げての強制送還もあり得ない。かような政治的弾圧を目的とした起訴は公訴権の乱用として、認めることはできない。

その③ 被告人について、レバノンでは政治亡命委員会において、真剣に政治亡命を認められるかどうかが討議されていた。その結論が五人のうち、岡本さんだけに亡命を認めるということであったが、その議論の中で、よもや26年も前の軽微な事件で逮捕されたり、起訴されたりするようなことはあり得ないとの議論がされ、かつ、レバノンでの判決通り、国外退去をする場合は本人との希望を斟酌し、受け入れ国をさがすことが条件とされていた。にも拘わらず日本政府は圧力をかけ、急きょ、国外退去を実行させ、事前に用意しておいたエアフロート機で強制送還した。要するに日本政府があえて、被告人の亡命権を踏みにじり、レバノンから被告人を奪い取ってきたといつてもいい。政治的弾圧が予想されるときに亡命することが許されるのは、国際人権上確立した権利である。——従って、本件起訴は、亡命権という国際的人権を踏みにじり、国際常識にも大きく逸脱するものであり、公訴権の乱用といわざるを得ない——というのが主旨でした。

この間検事は、これらの事実経過を全く知られていなかつたということで、必死にメモを取っていました。その上で検事から本件についての冒頭陳述があり、1. 被告人の身上経歴、2. 犯行に至る経緯、犯行状況として26年間の経緯が読み上げられ、証拠としてこの法廷の一週間前に渡された資料のうち、私に関係ない部分について証拠として不同意の旨、大谷先生から検事に伝えられ、確認しました。

しかし、裁判官は、私や大谷先生が本件に入る以前の問題として提起した逮捕の違法性について、まず問う姿勢を示し、検事に次回この点について立証するよう要請し、この日の法廷は閉廷しました。

第2回公判（6月26日）

最初に、前回不同意とした証拠資料のうち1件は、リストの記入ミスなどがあつて、私に関係するものであったので、それを証拠として同意することを確認しました。

次に裁判官が検事に、強制送還について立証する用意があるか尋ねた所、何の用意もないという返事で、再度裁判長が、被告人が言っていることは事実なのかどうか？ 単に法律の解釈をめぐる問題なのかどうかを明確にする必要があるので立証を検討するよう強く要請します、と検事に念を押し、次回までに用意することを検事に確認。

大谷先生が、私の側の証人として、在レバノン弁護人がかかわっているので、元弁護人を招請したいと要請。

そこで裁判官は、次回の7月12日に検事側の立証を、その次の8月31日にレバノン弁護人を呼ぶという予定をスケジュールとして確認し、この日の法廷は終了。

第3回公判（7月12日）

しかしこの日、検事は、ヨルダン王国からエアフロート機に同乗していた警察官を次回証人として呼びます、と言い、それを全体で確認したにとどまりました。

大谷先生は、私が要請していた被逮捕時の押収物品を証拠として使いたいので、還付されるよう要請し、次回までに提出されることになった。

従って、次回の8月31日に、検事側の証人による立証が行なわれ、その次の9月25日に、こちら側の証人が立証するという予定が変更になりました。

ということで、第2回公判と第3回公判は、ともに10分くらいで終わり、実質的には進行していません。検事側が呼ぶ警察官は、浴田同志の逮捕時に最初から最後までかかわっていた男で、法廷にも出てきたとのこと。彼についての資料をまわしてもらったところでよく学習して、次回の裁判に備えようとしているところです。

違法逮捕を以後、絶対に繰り返させないよう一緒につかまつた同志たちと共に、この裁判を闘い貫こうと決意しています。

よろしく見守って下さい。

山本初公判報告 冒陳準備書面から

山本初公判

2000年6月12日(月) 11:00から、425法廷
系属部=刑事6部
裁判長:山崎学、判事:高木順子、伊東多嘉彦、検事:杉本英敏

(一般傍聴人=約20名、先着順入廷)

＜本人冒頭陳述＞

1. 被疑事実=黙秘(口頭で、一言)
2. Kさんへの謝罪
3. 我々の逮捕の違法性

(以下は、2、3に関する本人準備書面。法廷で朗読したもの。見出し番号を若干変えてあります)

2. Kさんへの謝罪

今回、逮捕されて、取り調べの中で、初めて知ったばかりなのですが、私が無断で戸籍を借用しましたKさんに本件とのかかわりで多大な迷惑をおかけしていたということで、びっくりすると同時に、Kさんには、大変申し訳ないことをしたと、心からおわび申し上げます。

ひとつには、本件とのかかわりで、Kさんが我々との関係を疑われて、警察から手ひどい取り調べを受けたこと。

ふたつめには、その後Kさんが海外へ新婚旅行に行くために、旅券の発給を申請したところ、再び本件とのかかわりで、旅券発行に手間取り、新婚旅行の当日までに査証を受け取ることができず、当初計画した旅行を断念せざるを得なかつたということ。

Kさんが本件の被害者であるにもかかわらず、加害者であるかのような取り扱いをした警察当局と外務省のKさんに対する対処の仕方が適切さを欠いた、不当なものであったことは明確ですが、そうした事態を作り出したのは、私がKさんの戸籍を無断借用したことに起因することは、疑いようのない事実です。

当時は、こうした事態に至ることをすべて想定していた上で、どうなろうと構わないと考えていたのではなく、主要に本件がそんなに簡単には発覚しないと推定することを前提していました。まだ、今の様に海外旅行が一般的な時ではありませんでしたので、Kさんが恐らく

すぐに海外に出られることはないだろう、当人にも気がつかれることはないかも知れないなどと想定し、被害が及ぶとは全く念頭にないままに、無断借用する後ろめたさを合理化していました。

今からとらえ返しますと、発覚しようがしまいが、何のかかわりもない方に無断にその戸籍を借用するということ事態が、無責任な許しがたい行為であったと思います。

長い年月を経て、Kさんに与えた痛苦を償いきれるものではありませんが、以後、同様の過ちをけっして繰り返さないことを誓って、おわびの言葉に替えたいと思います。

3. 我々の逮捕の違法性

1) 事実経過

① 我々の今回の逮捕に至る過程

レバノンで逮捕されていた私達日本赤軍のメンバー5名は、その刑期を3月7日で終えることになっていました。日本政府は3年前に我々がレバノンで逮捕された時から、再三我々の身柄引渡しをレバノン政府に要請してきましたが、その都度、レバノン政府は、「刑期が終わってないから」とか「司法当局で決めることですから」などと、その要求を拒否し続けてきました。それで、我々の刑期が終わりに近づくにつれ、日本のレバノン政府に対する、我々の身柄引渡し要請は日に日になりふり構わない様相を呈してきました。

例えば、昨年11月、日本政府は首相特使をレバノンに送り、我々5名の罪状について説明し、改めて5人を犯罪者として引き渡すよう要請し、同じ頃、駐レバノン日本大使堀口は、「レバノンが5人を日本に引き渡せば、日本はレバノンに資金援助するが、そうでなければ援助しない」という主旨の発言で、レバノン政府に圧力をかけました。

これに対して、レバノン司法省は、12月末に我々を裁判所に呼んで、日本政府の要請に対する我々の見解を尋ねましたので、我々5名は、各人ともレバノンへの政治亡命を要求しました。

今年1月に入って、弁護士を通して正式にレ

バノンへの政治亡命を要求し、その申請は受け入れられました。そして、レバノン内閣に、政治亡命委員会が新しく結成され、我々その他の政治亡命要請について、そこで検討されることになりました。

2月7日に、アドウム検事総長は、日本からの我々の身柄引渡し要請に対する司法当局の結論として、「日本とレバノンの間に犯人引渡し条約がないこと。日本人5名の罪状が、いずれも10年以上前のものなので、レバノン刑法で裁くに値いせず、それによって、身柄引渡しを行うことはできない」という司法見解を政府に提出しました。

これを受け、レバノン閣議は、3月1日、「日本人5人を日本に引き渡さない」という結論を出し、ハリル情報相は「今後、政治亡命委員会がまず5人の亡命を受け入れる第三国を探し、刑期終了までに受け入れ国が見つからなければ、レバノンの政治亡命の可能性を検討する」と発表しました。

3月8日の閣議においても、政治亡命委員会の結論は出されませんでしたが、日本へ送還しないとした方針に変りはありませんでした。

レバノンの刑法には、「正式の犯人引渡し条約がない場合には、引渡しを拒否する」「容疑の時効が成立している場合は引き渡さない」と「容疑が政治的理由である場合は、引き渡さない」と規定する3つの条項があり、これらの条項に沿って、レバノン政府は、日本政府の要請を拒否したのです。

3月第2週に、ドイツ政府が我々5人のドイツへの亡命を受け入れると提案してきましたが、我々はこれを拒否しました。この交渉はレバノン政府代表立ち会いのもとで、ドイツ政府代表と私たちの弁護士アブサード氏の間で行われました。この時、レバノン政府代表は、ドイツ政府代表に、亡命を認めた後で、これらの日本人を日本に送るのは禁止であることを日本側が示している容疑などについて、ドイツの司法で裁かないと明確にし、ドイツ代表は、このレバノン政府の条件を守ると言いました。しかし、ドイツの提案は、バーダー・マインホフ・グループの情報と交換に政治亡命を認めるという条件付きであったことを主要な根拠として、我々はこれを拒否しました。この交渉はレバノン法に基づいて行われました。

その次の週(第3週)には、我々についての政治亡命委員会の回答はありませんでした。この週に、ペイルートでアラブ・リーグの国際会議が開かれ、開催国としてレバノン政府が多忙であったとの、16日から19日まで、モスレムの祭日だったので、政治亡命委員会の結論は、休み明けの20日以降に出されるだろうと見ていました。

尚、我々は3月7日に刑期を終えていたのですが、我々5人のうち3人に課せられていた罰金を支払っていませんでした。レバノンの刑法で、罰金の未払い分を刑期に換算して引き続き収監するシステムがあり、私たちの場合、罰金が60日分に相当していたので、この分では、約2ヶ月間、政治亡命委員会の回答を待つことになるかも知れないと考え始めたりしていました。

② 3月17日以後の移送過程

ところが、モスレムの祭日に入り、2日目の3月17日、事態は急変しました。午後2時頃、何の予告もなしに公安警察が来て、他の刑務所に移るので、すぐに荷物をまとめろということで、看守に「何処の刑務所か?」と聞きましたが、分からぬという返事でした。とにかく、時間がないので、同僚達に荷物をまとめてもらい、事務所に保管されている私物を受け取れていなかったのですが、誰も私が日本に連れ去られるとは想えていなかったので、看守が「後で、友達に頼んで取りにきて貰えれば良い」とした対処に合意しました。

警察官は、看守らの前では、きまりなのでと言い、さも単なる形式であるかのような言い訳をして、私に後ろ手錠をかけました。

外に出ると、内側が見えないガラス窓の乗用車3台に待っていて、そのひとつに乗るとプラスチックの足かせ、目隠しもされました。「何処に行くのか?」と聞いたのに対して返事なく、「喋るな」と制され、誰も何も喋らず。ただ。ハンディ・トーキーを使って、他の車と連絡取りつつ、移動する様子から、彼らが、誰かに気づかれるのを非常に警戒しているのが顕著でした。

着いたのは空港の公安事務所で、目隠し、後ろ手錠のまま大きな部屋に待たされ、しばらくして男性同志3名が同様に連れて来られたのが、彼らの声でわかりました。「話すな」と制されているを無視して、岡本同志の扱いが別であ

ることと我々が犯人として引き渡されるらしいことを確認しました。男性同志2人は、腕を組んだ上で、後ろ手錠で、3人とも手錠をきつく締められ、身動きとれないような状態で、許されたのは、トイレに行くことだけでした。

飛行機の準備ができて、事務所を出ると、目隠しされているのに急がされ、彼らが人目を避けているのが分かりました。飛行機に乗り込む時、彼らに抱き上げられて機内に押し込まれ、そこでも「早く中に入れ」とせかされました。機内に入ったあとも、ずっと目隠しに後ろ手錠で、入り口の近くの席に座らされ、男性同志2人は、手を組んで後ろ手錠のままで、窮屈この上ない状態で、さすがに腕組みだけはほどかれました。「何処に行くのか?」に答えなく、背もたれと背中の間で、手錠がきつく締まってしまったのを緩めろと要求しましたが、聞きいれず、目隠しくらい外せという要求も受け入れられませんでした。

飛行機は、レバノンのMEAの恐らく定期便で、機内には、既に乗客が乗り込んでいて、恐らく、その間をカーテンか何かで仕切られていたのだと思われます。離陸は現地時間の午後4時位でした。

離陸後しばらくして機内アナウンスで、ヨルダンのアンマンに行くことが分かりました。

約1時間位で、アンマンに着くと、乗客が全部降りた後で、私たちも降ろされました。タラップを降りる時、やっと目隠しだけ取られ、地面に降りた所に、ヨルダンの空港当局者と思われる男が来て、「あなたの入国をヨルダンは拒否する」と言い、空港ビル内に入ることすら認めないとその仕種で示しました。

その後ろに数人の日本人が居ましたが、恐らく、駐ヨルダン日本大使館員らです。レバノンの公安刑事は手錠を外し、男女一人づつの日本人に私の身柄を引き渡しました。二人は私に手錠をかけず、私の両脇からそれぞれ私の手を掴んで、私はエアロフロート機に乗せられました。MEA機からエアロフロート機へ歩いていく私たちの回りにも、何人か日本人が動いていました。

機内に入ると、乗務員以外はすべて日本人で約50名。ほとんどが警察関係者で、外交関係者あるいは肩書きのみ外交官の警察官が含まれていたでしょう。機内の前後約3分の1位は、

彼らが占拠し、カーテンで仕切られた後方の中央にある座席の中ほどに私たちが3列目ごとに一人づつ座るように前もって決められていきました。私たちの左右の席にそれぞれ警察官が座り、両窓際の席にも、三々五々に彼らが座り、私たちは相互に話し合うことが一切できない位置におかれると同時に、トイレも監視つきで、自由に動くことができませんでした。

乗り込んで、余り待つことなく、離陸。飛行機は日本警察チャーター機なので、通常の機内のアナウンスは一切ありませんでしたが、エアロフロート機なので、モスクワに向かっていることは明らかでした。モスクワでは、乗り換えることなく、アラブ時間の夜9時から11時位(日本時間の18日午前3時から5時位)まで、止まっていました。そのあと成田までひと飛びで、成田に着陸したのが午後5時位です。

成田に着くと、通常空港ビル内で行われる手続きすべてがエアロフロート機内で行われました。最初に渡航が終わったところで、「帰国のための渡航証」というのを渡されました。ヨルダンの日本大使館発行となっているのですが、私たちに何の確認もなしに発行され、私たちの写真を何処から、どのように入手したのか分からていません。機内に入国審査官や手荷物審査官が乗り込んで来て、受け取ったばかりの渡航証に入国印を押し、荷物検査をしました。

引き続いて逮捕状が示され、逮捕され、身体検査も機内で行われました。タラップを降りた所に警視庁の車が止めてあり、そのまま警視庁に連行されました。

2) 我々の逮捕・移送に現れた特徴

① 金の力を使って、日本政府がレバノン政府、ヨルダン政府その他に違法行為を強要したこと

前述のように、レバノン政府は3月7日に至るまで、レバノン法に基づいて、我々に対する対処を行い、常々それを明らかにしてきました。ところが、3月17日になって、レバノン政府は、突然我々に対して、レバノン法を踏みにじりました。イ) 公安刑事は、我々に何処に行くのかを告げず、嘘について、刑務所から我々を連れ出したこと。

ロ) 公安当局は、我々に何の確認もなく、我々の罰金を支払って、司法権下にある我々の身柄を

司法当局に何の断りもなく拘束したこと。
 ハ) 我々に有無を言わせず、目隠し、後ろ手錠で、出国の手続など何もしないで、国外へ強制連行したこと。
 ニ) ヨルダンに対し、ドイツ政府に要求したように、我々を亡命者として受け入れ、日本に送還しない事という条件を確認していないこと。
 ホ) 従って、正式の犯人引渡し条約がない日本に、我々を引き渡さないとしたレバノン刑法に違反したこと。

我々を日本への直行便に乗せないことで、日本へ引き渡したのではないという体裁を取り繕っていますが、アンマンに我々を待っていたのは、ヨルダンの入国拒否と日本警察の準備した貸切りのエアフロート機であったので、日本へ犯人として引き渡されたことが明確です。

実際、アンマン空港で、レバノン公安刑事は私達を日本警察に引き渡しました。ヨルダン側は、係官一人がそこに居合わせ、「入国を拒否します」と一言はなす茶番を演じたに過ぎません。

何故、レバノンは急遽我々に対する態度を変えたのでしょうか？ヨルダン政府は、「レバノンとの事前了解はなく、4人が突然到着したので、入国拒否した」というようなことを発表していますが、それが嘘であることは明らかです。

イ) まず、前述のように、アンマン空港のMEA機の着地点まで、係官が来て、我々が誰であるかの確認もなく、何の取り調べもなく、短く「入国を拒否します」とだけ言い、日本警察官が我々の身柄を拘束するのを当然のように見ていただけであること。

ロ) 成田で我々に渡された渡航証がヨルダンの日本大使館発行であり、アンマン空港に日本大使館員とおぼしき人々が存在したこと。
 ハ) 何よりも、日本警察のチャーター機が日本警察官ら約50名を乗せて、アンマン空港に待機していたこと。

などから、ヨルダン政府が、何も知らなかつたと装うには、無理があります。

ヨルダンは何故日本警察が自国内で、暗躍するのを黙って許したのでしょうか？これら二つの問い合わせに対する答えは、日本政府が資金援助と引き換えに、両国政府に対し、強力な圧力をかけたからです。そう判断する根拠として、
 イ) 昨年11月に、前述のように、駐レバノン日本大使が「レバノンが5人を日本に引き渡せば、日

本はレバノンに資金援助をするが、そうでなければ、援助しない」と発言していること。

ロ) 今年3月21日、レバノン公安部長が、「駐レバノン日本大使がヨルダンが日本人4人を受け入れができると情報を入れたことから、4人の国外追放措置を取ることに決めた」と発表していること。

ハ) 我々の逮捕の数日後に、小渕首相は、関連各国の警察諸機関の協力に感謝を表明し、ヨルダンに17億ドルの借款を供与したこと、などがあります。

テロリスト国家イスラエルの爆撃に晒されている小国レバノンや、ヨルダンに金をちらつかせて、強引に違法な我々の身柄引渡しを強要し、我々の誘拐作戦をアレンジしたのは日本政府です。

こうした日本政府の圧力にもかかわらず、レバノンが岡本同志を日本に引き渡すことなく、レバノンで初の政治亡命を彼に認めたということで、この点において、レバノン政府に感謝します。

日本政府は恥じらいもなく、我々の逮捕後すぐに岡本同志の引渡しを要求し、レバノンに拒否されたということで、政治認識・立場が余りにもかけ離れていることをさまざまと見せ付けています。岡本同志は、殺人犯ではなく、アラブ・パレスチナ人民の英雄であるからです。

②エアフロート機内(ロシア領土内)における日本警察官の警事活動の違法性

ヨルダンのアンマンから、モスクワを経由して日本の成田に至るまでのエアフロート機内は、国際法上ロシア領内であり、日本警察が公的に活動することは禁じられているはずです。にもかかわらず、

イ) 機内に居たのは、乗務員以外はすべて日本警察関係者あるいは、肩書きは外交官である警察官らばかりで、前出のように、我々の自由を拘束し、逮捕したに等しい行動をしていたことは明らかに違法行為です。

そのことは、彼ら自身自覚していました。従って、アンマン発行の渡航証を日本に着いて、渡航が終わった時点で渡したのでしょうか。

現に、私の取り調べにあたった葉名検事は、私がその点を追及すると、国際法については専門ではないのでと逃げましたが、機内に居

た警視庁公安部公安第一課の取り調べ官含めて、2人の取り調べ官が「違法逮捕だ」と言われるかと思ったと漏らしました。

ロ) また、成田に着いてすべての手続がアエロフロート機内で行われました。日本領土内であれば、日本当局者がアエロフロート機内で活動しても合法なのでしょうか？ それとも、アエロフロート機社、あるいはロシアに対しても、違法行為を黙認させるための何らかの金を使った裏交渉があったのでしょうか？

③日本政府による税金の無駄使い

先の事実経過の中で述べていませんが、今年2月25日頃、駐レバノン日本領事松井が、バーデダ女史刑務所に収監されていた私に以下のようなことを確認に来ました。「近く、あなたは日本に送還されることになるが、その移動に必要な経費はあなたに支払義務がある。それに十分な金を持って居るか」と聞かれたので、「ない」と答えると、「その場合、日本大使館が立て替えるが、日本に戻ったらそれを返済すると約束できるか？」と更に聞かれたので、「私は日本に帰るつもりはありません」と答えたことがありました。

今回、我々の誘拐作戦のために、航空機を一機チャーターした費用がどの位かかったのか、わかりませんが、大まかに領事が問題にした額の100倍位かかったのではないかでしようか？ これだけでも膨大な税金の無駄使いであると思います。

3) 結語

レバノン政府・公安当局、ヨルダン政府当局などを巻き込んだ日本政府・警察当局によるこの大掛かりな我々の誘拐作戦は、膨大な税金の無駄使いであるだけでなく、日本政府・警察当局による違法行為であることは明らかです。

司法権が行政権に従属して、独立した権限を持てない構造というのは、レバノンだけでなく日本も同様の状態にあるようです。

日本が法治国家として、三権分立を堅持するのであれば、司法権が行政権から独立して、國家の違法行為を厳格に裁く権利と義務があるはずです。

本法廷は、これら国家の違法行為に眼をつぶらず、最低以下の点を明らかにして頂きたいと要請します。

イ) 少なくとも、レバノンの司法当局は、最後まで「犯人引渡し条約」の有無を他国への身柄引渡しの法的判断の根拠としていました。それに引き換え、日本政府は今回に限らず端から「犯人引渡し条約」の有無を無視し続けています。日本の司法当局は、この日本の現実を黙認し続けるのですか？

ロ) 同じく、国際法とのかかわりで、他の航空機内(他の領土内)で、日本の警察関係者がその職務である警事活動をすることを日本の司法当局は合法と認めるのですか？

ハ) 結論として、日本政府・警察当局による我々の逮捕が違法ではないのかどうか？

以上

足立正生さんの公判報告

2000年6月26日 第1回公判意見メモから

私は、裁判所の召喚状に応じて出廷している。しかし、検事が言っている起訴事実にも関わって、裁判に出る私の立場を固める為に是非解決すべき問題があり、それらの点から提案発言していきます。

①解決すべき問題——それは行政権力・警察庁が私に対して行った暴力・無法行為をまず裁くべきです。

その行為の経過は、

1)私は3月17日、レバノンで亡命申請中の身分でしたが、レバノン特殊部隊によって誘拐された。私の身柄はベイルート空港からアンマン空港へとその部隊によって目隠し・後ろ手錠・足かせのまま運ばれた。

2)アンマン空港で初めて目隠しを外され、ヨルダン警備員・日本大使館員と思わ

れる男が「入国拒否。」渡航証を今発行などと叫んでいるので、”我々をもとのMEA機内に戻せ、我々はレバノンに戻る”と主張した。しかし、そのまま身柄を抱え出してアエロ・フロート機内の奥・後尾付近の席に抑え込まれた。

3)機内には約50人ぐらいの日本人があり、「外務省の者」と名乗り、まさに私たちを拉致・監禁してアンマン—モスクワ—成田と運搬し、成田で警視庁公安一課員に身柄を引き渡した。

この50人の「外務省の者」たちは何者か、在ペイント・日本大使館員も居たので外務省の者も居たかも知れないが、公安への引き継ぎ方などからしても明らかに顔見知りの関係者たちである。彼らの誘拐団行為を許すわけにはいかない。警視庁公安捜査官は「彼らを知らない」と言う。では、外務省・警察庁が行ったことは明らかだ。これを究明し裁くべきだ。

②さらに重大な警察庁による私個人への卑劣な無法行為があり、私はその為に6年間苦しめられ、いわゆる地下活動生活を強いられた。

1)それは、シャクシャインの像損壊事件というのがあり、私はその事件の共犯の一人として全国指名手配された。それは、私が1974年に出国しており出国の翌年に行われた。当時、インターポール手配には各国警察の要請によって白・黄・赤手配がレベルとしてあり、情報収集協力、被疑者フォロー・情報協力、逮捕協力と分けられている。

しかし警察庁が世界中に配布した50万枚のには「日本赤軍メンバー」としてかれ、白・黄・青の手配容疑など全く関係なく、全て”赤色手配”と同じ扱いだ。

また手配には説明がついている。名前・生年月日・特徴など。その特徴欄には普通、身長がいくらかとか、右腕が義手などと書

かれているが、私の特徴欄には英語で言えばただ「UGLY」と書かれている。これは「醜い男」ということです。

これまでのインターポール手配には今でもこんな散文的な表現をとったものはないという。つまり警察庁はそのくらい私への憎しみを感情的にまで高めて攻撃している。

2)今回、帰国後、事件の取り調べに関して北海道警察が逮捕状をもって”シャクシャイン事件”的取り調べに来ました。すでに20年以上前に結審し、大半が起訴猶予。主犯の太田竜が執行猶予となっていた。私の取り調べも終わり、書類送検され、「起訴猶予」となったと教えられている。……そこで問題は私に対する国際手配の問題で、調べてもらった。するとまず北海道警察は微罪事件なので国内手配はしたが、国際手配はしていない、という。警視庁もまたそのような国際手配は手続きに関わったことはない、という。検察庁もまた、そのような手続きを要請したことでも関わったこともない、という。では誰が勝手に私を国際手配にしたのか？いわずもがな、感情的にまで私を攻撃している警察庁だ。

この国際手配はどんどんエスカレートした。後になると私が「日本赤軍のスポーツマンだろう」という推定のもとに続けられた。しかし手続き理由は何か？……何も変わらなかった。

3)この国際手配の犯罪行為、そして先の誘拐団事件。誰が無法行為を行っているかは明らかだ。これは裁いていくべきだ。

③そしてそこまで憎まれる日本赤軍は何をしてきて、今後何をしようとしているのかを述べたい。それは憎まれる理由になるのかどうか。

(以下、次号に続く……と思う)

レバノン派遣団報告

刑務所での異例の結婚式 〈塀を越えた愛〉

この報告は、本誌 91 号に掲載する予定のものでした。91 号 p5 の写真を参照して下さい。

父はレバノン人女性と結婚するために、仏教徒から彼女の宗教・ギリシャ正教に改宗することになった。洗礼を受ける前に、牧師と何度か会い、ギリシャ正教について勉強し、洗礼を受けて結婚となる。

牧師のファーザー・ジョージは、歳は若いが貴婦のある優しく穏やかなひとみを持つ人で、英語は片言しか話せないので結婚式は、アラビア語で行なわれたが、それ以前の洗礼や勉強は英語で行なわれた。

勉強はルミエ刑務所で弁護士が受刑者と受話器で会話する面会室だった。あらかじめ父も聖書を勉強していたのでスムーズにことは進んだが言葉が大変。初めて見聞きする牧師の言葉。神様がどうのとかジーサス・クライシスが……とか、何を言ってるんだろうという感じだけど、さすがに牧師さんが話すとまことしやかに聞こえる。面白い！ 私も父の勉強と一緒に受けけるような形で、牧師の言葉を受けて十字を切った。

父は前立腺肥大や大腸にポリープ、頸がはずれ処理の悪さで後遺症があるなどなど……病院には常連だ。ちょうど検査のとき、洗礼は病院で行なわれた。そこは監獄の病院だが、囚人用の鉄格子がついた特別病室のフロアがある。

鉄格子の病室の中に牧師と父の洗礼のための保証人などが入り、おごそかに洗礼が行なわれた。洗礼は子供なら、大きな銀の水桶のようなものに裸にして水をくぐらせる。大人の洗礼は頭から水をかけるだけでよい。もちろん病室内は刑務所と同じルールで金物の持ち込みは禁止なので、プラスチックの大きな洗面器を使った。

洗礼の始めは洗礼を受ける者が長々とお経のようなものを空で言う。ずいぶん長い文章だが父は暗記していた。父は始終真剣な顔で牧師と向き合い、気を付けの姿勢を崩さない。横で見ていてこれはマジだな!? と思った。

二人はたしかに愛し合っている。見てると

こっちが恥ずかしくなるくらいアツアツだ。でも父は彼女と結婚したいけど、本気でクリスチャンになりたいわけではないだろう、結婚のために改宗するのだろうと思っていたが、まんざらでもなさそう。

後で聞くと、知らないことは何でも勉強になるしな。それと、悪いけどああでもしないと、牧師の面白い英語に笑いをこられることができなかっただし、おならもしたかった……だと。

看護婦さんや看守、友人たちが輪になって父を囲み、ろうそくを手に讃美歌のようなものを歌って、みんなに見守られて父の洗礼は終わった。クリスチャンネームはパブロ。

いよいよ結婚式。新聞やテレビでも、レバノンに刑務所ができて以来初めての出来事、刑務所の中で結婚式！ と大騒ぎになっている。お父さん、転んでもただで起きないとともと目立ちたがり屋だからか……何かとやってくれる……。みなが奇怪な結婚式に興味津々です。

式のずいぶん前から毎日のようにテレビや新聞で報道されるので、お嫁さんにウェディングドレスをプレゼントしたいという店が出てきたり、彼女が買い物に出かけると、「お金はいらない！ おめでとう！」とベイルートの市民も盛り上がっていた。

検事総長は式に30社以上のジャーナリストが入所することを許可し、判事にも出席を命じた。

ここでは日本でいうところのジミ婚も流行っているが、やっぱりそれは公式ではないと非難されがち。でも彼女は、結局お店の人がプレゼントするといってるドレスを恥ずかしいからと言って断り、白いパンツスーツに決めた。「いいじゃないの。一生に一度のことだし、刑務所内とはいえ結婚式なんだからドレス着たら？」と聞くと、「彼がパンツスーツすきだから……、これ以上見世物になる必要もないしね」と言ってた。

当日は朝から美容院に行ったり、集まった家

族、友人も化粧したり料理、お客様の接待にと大忙し。大きな花束がどんどん届く。そしてきれいに花で飾りたてられた車でクラクションを鳴らしながら、結婚式場(刑務所)へ向かった。

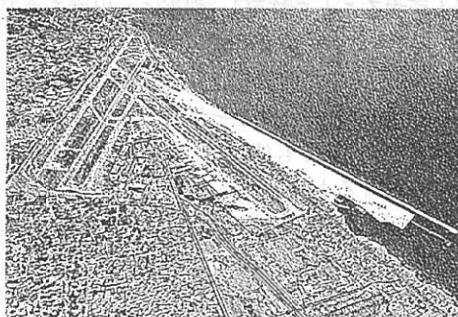
ゲートの前には50人近いジャーナリストが待ち受けていた。カメラやマイク、花を手にするもの、もみくちゃにされながら、父のスーツを持って先に中に入った。

式場は刑務所の奥にあるレクリエーション室みたいなところで、普段受刑者たちがコンピューターを勉強したりする部屋だけど、それら機械は脇に寄せられ、教会のように椅子が並べられている。一番奥の1段高いところに祭壇が用意されていた。

すでに参列を許された30人近い顔なじみの模範囚の人たちが座っている。仲人の国会議員ナジャハ・ワキームも入場していく挨拶を交わすとぐるりとジャーナリストに囲まれてしまった。

フラッシュの雨、ヤバい……、私は基本的にレバノン滞在の際、ジャーナリストからのインタビューを受けたり政治的行動をしてはならない、と政府から入国の際制約を受けている(以前父と一緒に拘束されて日本に無理矢理返されているからだ)。急いで友人委員会の人を探し、ジャーナリストと遠ざけるようにお願いしたが、何しろ場内は半分以上の人間がジャーナリスト。父の結婚式に参列するには、カメラを避けられなかった。

しばらくして、公三さん、戸平さん、和光さんたちが入場してきた。ジャーナリストは一斉に3人に向かった。参列者や椅子を蹴散らかし、我



新滑走路も出来てリ・ニューアルしたベイ
ルート国際空港を上空から撮影。10月には
サッカーのアジア・カップがこのレバノン
とサウジアラビアで開催される。

先にナイスショットを撮ろうとする。こういうときジャーナリストは本当に腹が立ってくる!
なんて乱暴なんだろう……! 今ここは記者会見場ではなくて、これから式が行なわれる神聖な結婚式場なのに!!

ジャーナリストが回りからしばし離れて、フーと息をつきとなりを見ると、お嫁さんの弁護士Mrハニースレイマンと一人のマダムが座っている。てっきり弁護士の奥さんだと思い込み、「こんにちわ。奥さんですね。いつもお世話になっています。ありがとうございます」と挨拶したら、彼女は怒りを丸出しにして、「私は判事だ! お前は誰だ!」と怒鳴られた……。またやってしまった……。

苦笑いしながら、「すみません、娘です」と言うと笑顔になり、「結婚式のためにレバノンに来たのか?」とか、式の最中も、「牧師の言っている意味が分かるか?」と話し掛けてきた。多分初めは私をジャーナリストか何かと思い、「私の顔を知らないのか!」と憤慨したのだろう。

さて、新郎新婦の入場! 再びジャーナリストが我先にと詰め寄る。団子になった人の固まりに二人が見えてきた、きれいだよお嫁さん! 二人ともおめでとう!

式は騒がしいジャーナリストを牧師が何度も一喝しながら進行していった。最後に牧師がマブルークと言って式は終わり、歓声と拍手が起こった。

式は頭に冠のせたり、仲人・新郎新婦・牧師で祭壇の回りを手をつないでグルグル回ったりと、見慣れぬ形式だったが、牧師さんのきれいな歌声のようなお祈りで、なかなか神聖なものだった。

その日の夜も、もちろんテレビで大きくニュースになった。レバノンの習慣で結婚式の後は家でごちそうを用意して、たくさんのお客様が来る。本当なら新郎新婦二人でお客さんの接待をするのに、新婦が一人、忙しそうにこなしている。人々が帰り静かになると、彼女は幸せそうではあるが、一人ぼっちの新婦が可哀相であった。

早くハネムーンに行ける日が来ればいいね。
(HSI)

会計報告(2000年03・27-07・29)

前記額越金=-126,190

支出=1,664,941

(うち、印刷屋さんに94,846負債、弁護士諸先生への公判費用15万円負債、弁護士諸先生へ公判経費?円負債(西川さん、足立さん、山本さん分。明細もまだ伺っておりません。ごめんなさい!)

A.西川さん、足立さん、和光さん、戸平さん、山本さん救援

(浴田さんへは若干しかできていません)

1. 弁護士着手金 戸平さん(弁護人2名)	40万円
足立さん(弁護人1名)	20万円
山本さん(弁護人1名)	20万円

(和光さん弁護士着手金は、別の救援会が負担してくれています。ありがとうございます)

2. 接見費用(足立さん、和光さん、戸平さん、山本さん) 24万円

3. 公判経費

イ. 公判費用(1法廷につき、弁護人1名に1万円見当です)

西川さん(弁護人3名)=4,5、6月分 9万円*未払い

(7月公判は、検事側証人が不出廷のため、中止となりました)

足立さん = 2回分 2万円*未払い

山本さん = 3回分 3万円*未払い

和光さん、戸平さんは、8月から公判開始になります。

ロ. 経費(主要には、開示証拠謄写、コピー等)

西川さん	=?	*未払い
足立さん	=?	*未払い
山本さん	=?	*未払い
和光さん	=謄写のみで約24万円。和光さんの救援会が負担してくれています。	
戸平さん	=10万円仮払い了	

4. 獄中生活支援

浴田さん、西川さん、足立さん、和光さん、戸平さん、山本さんへ、現金14万円と、物資21,494円分。東拘では、各自が新聞購読せざるを得ない為、平均して月に1.5-2万円かかるようです。

5. 通信費 59,066

主要には、ペイルートとの国際電話、DHL等の費用です。オカモトさん関係、足立さん、和光さん、戸平さん、山本さん裁判に関する連絡(「会」は、2名を派遣しています)をやっています。現地救援会は、この4名の裁判進行状況を固唾を飲んで見守っており、各自初公判の冒頭意見陳述、弁護人意見書、検察意見など、全ては、獄中に配付し、HPに掲載し、かつ英訳してペイルートの救援会にメールで送信しています。が、これらの経費は、会員の自己負担で賄っております。電話代やDHLなどは「会」が負担する事にしています。

6. 4/14集会(丸岡さん、4/7ガサ抗議集会)会場費=5,400

7. パスポート発行

イ. 90号印刷費用 24P/600部 24,000 *未払い

同封アンケート葉書 600部 6,500 *未払い

同封丸岡あいさつ状 600部 5,400 *未払い

消費税 1,795 *未払い

ロ. 91号印刷 24P/550部 23,400 *未払い

消費税 1,170 *未払い

発送費(文具、切手類含む) 30,560

ハ. 92号印刷 20P/550部 21,030 *未払い

郵便振替用紙 2000部 10,000 *未払い

消費税 1,551 *未払い

発送費 3,3575

B. 収入=1,496,060

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1. パスポート購読料払い込み | 26,000 |
| 2. 販売 パスポート書店販売 | 11,760 |
| 丸岡公判資料集販売 | 11,300 |
| 3. 会費 4、5、6、7月分 | 32,000 |
| 4. カンパ(郵便振込み、集会等) | 1,415,000 |

C. 時期縁越し金=-9,900

D. 8月度支出見積もり=58万円

- | | |
|--|---------------|
| 1. パスポート93号印刷発行 | 60,000-55,000 |
| 2. 深田さん、西川さん、足立さん、和光さん、戸平さん、山本さんの獄中生活支援=各自1万づつとして、6万円。 | |
| 3. 公判費用-6万円 | |
- 山本さん(第4回。8/31)-4万円。選任弁護士を増やします。戸平さん(8/28。弁護人2名)-2万円。
4. 特別会計-40万円
- 9/25の山本さん第5回公判に、弁護側証人としてレバノンから弁護士招請。検察が合意するかどうか?

＜会計からのお願い＞

1. 皆さん、本当に、いろいろな形での支援、協力ありがとうございます。上記報告の様に、やっと足立さん、戸平さん、山本さんの弁護士着手金支払い、公判費用支払、累積ほぼ10万円の印刷屋さんへの支払等ができました。この不況といわれる平成日本で、「化石」とか「浦島」とか言われている日本赤軍関連者に、これだけのカンパ・支援が集まるのは嘘みたい。また、「会」だけが彼等の救援をやっていているのではない事は、獄中の皆さんからの手紙で、分かります。ありがとうございます!!! お志がありましたら、引き続いての支援をお願いします。パス読者の方々で購読料未払いの方、どうか、協力お願いいたしますね。

2. 獄中が喜びそうなアイテム=切手類かも。

山本さん、足立さんは接見禁止処分が解除になりましたし、戸平さんも接見禁止一部解除という手続を踏んで、少しづつ手紙を出すことができるようになっています。ですから、切手類の差し入れは、大歓迎だろうと思われます。その際、細かい様ですが、できましたら、記念切手をサービスしてあげてくださいませんか? 刺激の少ない獄中生活(全員、独房暮らしです)に、日本の誇る鮮やかなデザイン多様な切手が入ると、とみに嬉しいものなのですから。

ついでに、25年も日本を留守にして来た彼等には、色々な旅行パンフなども、目新しいかもしれません。なにしろ、日本の実状にとんとご無沙汰してきたはずです。あちこちに見かける旅行パンフ類、ちょっと貰って、送ってあげてくれませんか?

住所: 124-0001 東京都葛飾区小菅1-35-1 A

氏名: 深田由紀子、西川純(接見禁止中ですが、検事側証拠調べがそろそろ終わる頃なので、秋には、舍下げる=房に届くことになるでしょう)、山本万里子、和光晴生(接見禁止中。でも、旧友の方々が3名、面会のみの許可を取っておられます。良かったね!! 接禁解除は、200?年)、戸平和夫(彼の接見禁止は、何時になったら解けるでしょうか!? 2002年かしら?)。

《公判予定追加》

○西川純さん 7/14の公判、急遽中止。海外在住の目撃証人(証言途中だった)が帰国しなかった為。次回は、未定。同証人が出廷しない場合どうするかを、9/7に裁判所が調整する。

○深田由紀子さん 9/8、9/27、10/17、11/9、12/7、12/21

いずれも13:30~、東京地裁